



山形県公報

平成28年6月17日(金)

号 外 (17)

目 次

選挙管理委員会関係

告 示

- 参議院山形県選出議員選挙における選挙人名簿の登録の基準日等…………… 1
- 参議院山形県選出議員選挙における在外選挙人名簿の縦覧期間…………… 同

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第34号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項及び第23条第1項の規定により、平成28年7月10日執行予定の参議院山形県選出議員選挙における選挙人名簿の登録の基準日、登録日及び縦覧の期間を次のように定めた。

平成28年6月17日

山形県選挙管理委員会
委員長 熊 谷 誠

- 1 登録の基準日
平成28年6月21日。ただし、年齢については、同年7月10日
- 2 登録日
平成28年6月21日
- 3 縦覧期間
平成28年6月22日

山形県選挙管理委員会告示第35号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第23条の11第2項の規定により、平成28年7月10日執行予定の参議院山形県選出議員選挙における在外選挙人名簿の縦覧の期間を次のように定めた。

平成28年6月17日

山形県選挙管理委員会
委員長 熊 谷 誠

縦覧期間 平成28年6月22日

平成28年6月17日印刷 発行所 山形県庁
平成28年6月17日発行 発行人 山形県